

## 保険サービスについて

Financial Pass Visaデビットカード保険サービスは、旅行中の事故によるケガやお買物に関する損害を補償するためのものです。本サービスは万が一会員の皆様が行先中に事故にあわれても、事前手続不要で補償します。保険サービスにつきましては、P.19、20、26に連絡先等が記載されておりますので、渡航の際には本冊子をご携行くださいますようお願い申し上げます。

被保険者番号	被保険者	補償期間
カード番号	カード会員	カード会員である期間

※海外旅行傷害保険は入会の翌日以降のご出発の旅行より適用となります。

※海外旅行の場合、カード会員資格期間内に開始された旅行期間中を対象とします。ただし、会員の旅行期間が日本を出国した日の翌日から90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していないときには、日本を出国した日の翌日から90日目の午後12時に終了します。

## 海外旅行傷害保険

### ■ 補償内容

		補償限度額	保険金をお支払いするとき
傷害	死亡・後遺障害	1,000万円	被保険者が責任期間中に偶然な事故によりケガをしたとき。 ①事故の日から180日以内に傷害により死亡したとき。 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき。
	治療費用	100万円	被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。
疾病	治療費用	100万円	①被保険者が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。 ②被保険者が責任期間中に感染したコレラ等特定の伝染病のため、旅行行程終了後30日以内に医師の治療を開始したとき。
携行品損害		10万円/1旅行 (年間10万円限度)	被保険者が所有かつ携行する身の回り品が責任期間中に偶然な事故により盗まれたり壊れたりしたとき。
賠償責任		1,000万円	被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が生じたとき。
救済者費用		150万円/1旅行 (年間150万円限度)	被保険者が責任期間中に次に該当したとき。 ①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき。 ②ケガのため事故日から180日以内に死亡、もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により、責任期間中もしくは責任期間終了後30日以内に死亡されたとき。 ④病気にかかり医師の治療を受け7日以上継続して入院されたとき。

## ■ 保険金をお支払いする場合ならびにお支払い範囲

		お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	<p>保険金の範囲内で次の保険金額。</p> <p>①亡くなられたとき 死亡・後遺障害保険金額の 100%</p> <p>②後遺障害が生じたとき 死亡・後遺障害保険金額の3~100%</p> <p>(例) 両目失明 100% 片腕または片脚切断 60%</p> <p>手の親指切断 20%</p>
	治療費用	<p>保険金の範囲内で次の費用。</p> <p>①診療関係・入院関係の費用(診察費、薬剤費、入院費等)</p> <p>②交通費、移送費、通訳雇入費</p> <p>③義手・義足の修理費</p> <p>④通信費、入院に必要な身の回り品購入費</p> <p>⑤入院の場合の旅行行程復帰費用・帰国費用</p> <p>ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、別に定めた保険金額を限度とします。</p>
疾病	治療費用	
携行品損害		<p>1旅行につき保険金の範囲内で、1事故につき損害額から3,000円(免責)を引いた額。</p> <p>(1個または1対につき10万円を限度とします。ただし、パスポートならびに乗車券等はそれぞれ5万円限度)</p> <p>*査証(ビザ)は対象外となります。また、日本においてのパスポート再取得費用も、対象外となります。</p>
賠償責任		<p>保険金の範囲内で次の費用。</p> <p>①法律上支払わなければならない損害賠償金</p> <p>②損害防止軽減に要した費用 ③緊急費用 ④訴訟費用 等</p>
救援者費用		<p>①搜索救助費用</p> <p>②捜査・看護のため親族が現地へ赴く往復運賃(7日以上継続入院の場合3名限度)</p> <p>③現地でのホテル客室料(救援者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度)</p> <p>④現地からの遺体輸送費用、または治療を継続するための日本国内への移送費用</p> <p>⑤渡航手続き費および現地での諸雑費(7日以上継続入院の場合20万円限度)</p> <p>注:「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。</p>

※年間とは会員資格取得日の翌日の午前0時から1年間をいいます。

※責任期間とは、補償期間かつ会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間をいいます。ただし、会員が日本を出国した日の翌日から90日目の午後12時を経過したときにおいても旅行が終了していない場合には、責任期間は日本を出国した日の翌日から90日目の午後12時に終わります。

※旅行期間とは海外旅行のため住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

※携行品の損害額はその損害が生じた地および時における保険の目的の価額によって定めます。

## ■ 保険金をお支払いできない場合

	主な場合
傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>●被保険者の自殺行為または闘争行為、犯罪行為</li> <li>●被保険者の無資格運転、酒酔い運転</li> </ul>
死亡 ・ 後遺障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>●戦争、その他の変乱</li> <li>●放射線照射・汚染、原子核反応</li> <li>●危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故</li> </ul>
治療費用	<p>また原因のいかに問わず顎部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p>
疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産に起因する病気</li> <li>●歯科疾病</li> </ul>
治療費用	<p>また原因のいかに問わず顎部症候群(いわゆる「むちうち症」)ならびに腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p> <p>※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気ならびに完治していない病気についてはお支払いの対象となりません。</p>
携行品損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他人から借りたもの</li> <li>●すり傷等外観の損傷</li> <li>●携行品の瑕疵もしくは自然の消耗</li> <li>●携行品の置忘れもしくは紛失(これらを原因とする盗難を含みます)</li> <li>●差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使</li> <li>●携行していないとき(配送中の事故等)はお支払いの対象になりません。また、登山等危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。</li> <li>●居住施設内にある間の携行品の損害</li> <li>●現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、免許証、プリペイドカード、別送品、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船、運転免許証 等</li> </ul>
賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の業務遂行に直接起因する事故</li> <li>●被保険者の親族に対する事故</li> <li>●自動車、船、航空機の所有、使用または管理に起因する事故</li> <li>●預かっているものに関する事故。ただし、次のものはお支払いの対象になります。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ホテルの客室ならびに客室内の動産(セイフティーボックスのキーならびにルームキーを含みます)</li> <li>②ホームステイ先の部屋ならびに部屋内の動産</li> <li>③レンタル業者から賃借した旅行用品もしくは生活用品</li> </ol>
救護者費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>●被保険者の闘争行為、犯罪行為</li> <li>●被保険者の顎部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないもの</li> <li>●危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故</li> <li>●妊娠、出産、早産、流産で入院した場合(ただし、妊娠、出産、早産、流産を直接の原因で責任期間中に死亡した場合は対象となります)</li> </ul>

## 国内旅行傷害保険

### ■ 補償内容

	お支払いする保険金
カード会員(本人会員・家族会員)の傷害による死亡・後遺障害ならびに入院・通院 ①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故 ②旅館・ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故 ③旅行業者主催の旅行(主催旅行)参加中の傷害事故	死亡・後遺障害1,000万円限度 入院2,000円(1日) 通院1,000円(1日) ●7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象になりません。 ●8日以上入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金支払いの対象になります。 (注意) <u>Financial Pass Visaデビットカードにて事前に旅行代金をお支払いいただいたときのみ対象となります。</u>

### ■ 保険金をお支払いする場合およびお支払範囲

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
死亡・後遺障害	下記①から④によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いもしくは後遺障害が残ったとき。 ①被保険者がFinancial Pass Visaデビットカードにより国内線航空券を購入し、当該航空機の搭乗中に傷害を被ったとき。 ※航空機に搭乗のときは、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故ならびに飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②被保険者が公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被ったとき。ただし、Financial Pass Visaデビットカード会員が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をFinancial Pass Visaデビットカードにより支払ったときに限ります。(定期券、回数券、プリペイドカードを除きます) ③被保険者がFinancial Pass VisaデビットカードによりVisa加盟店で旅館、ホテル等の宿泊施設を利用したとき。 (1)ノークーボンシステムにより予約を行なったとき。 (2)ノークーボンシステムによらず予約を行ない、かつ、その料金をチェックイン前にFinancial Pass Visaデビットカードで支払ったときに、滞在中の宿泊施設の火災・爆発により傷害を被ったとき。 ④被保険者が主催旅行に参加している間に傷害を被ったとき。ただし、宿泊を伴う主催旅行で、かつ、被保険者がその料金を事前にFinancial Pass Visaデビットカードにより支払ったとき。	亡くなられたとき 死亡・後遺障害保険金の100% 後遺障害が生じたとき 死亡・後遺障害保険金の3~100% (例) 両目失明 100% 片腕もしくは片脚切断 60% 手の親指切断 20%

入 院 手 術 通 院	<p>〈入院保険金〉 前ページ①から④の傷害により入院したとき(事故日から180日までの入院が対象)</p> <p>〈手術保険金〉 入院保険金が支払われるときに、その傷害の治療のため手術を行なったとき(事故日から180日までの手術が対象)</p> <p>〈通院保険金〉 前ページ①から④の傷害により通院したとき(事故日から180日までの通院が対象、かつ90日がお支払い限度)ただし、7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。(8日以上入院・通院の状態にあるときは、1日目から保険金支払いの対象となります)</p>	<p>入院のとき 2,000円(1日)</p> <p>通院のとき 1,000円(1日)</p> <p>手術のとき 2,000円×(手術の種類により10倍~40倍)</p>
----------------------------	---	---

※主催旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(旅行業法第2条第4項に定める旅行)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は主催旅行とはなりません。

※主催旅行に参加中とは、主催旅行に参加する目的をもって当該主催旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(主催旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、主催旅行の日程から離脱した期間は除きます。

※公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行なう機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)

## ■ 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない場合	
死 亡 後 遺 障 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者、保険金受取人の故意</li> <li>● 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>● 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>● 戦争、その他の変乱</li> </ul>
入 院 手 術 通 院	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放射線照射・汚染、原子核反応</li> <li>● 危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故</li> <li>● 地震、噴火または津波によるケガ</li> </ul> <p>また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p>

## ご注意

■ 本保険サービスは他のカード(他社クレジットカードを含む)を複数枚保有し、複数の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害保険金の支払限度額は保有するカードのうち最も高い保険金となります。

■ 保険の内容については、引受保険会社所定の約款に基づきます。

■ 引受保険会社はカード会員の方が次の会員資格により被保険者であることを証明します。・海外旅行傷害保険(自動付帯)・国内旅行傷害保険(カードご利用条件付き)・お買物安心サービス(カードご利用購入条件付き)を付帯。なお、保険金受取人はカード会員ご本人(死亡の場合は法定相続人)となっております。

※カードご利用条件付きとは、本カードを利用して旅行代金などの決済が必要。

※カードご利用購入条件付きとは、本カードを利用して購入されたものが補償対象。

■ 引受保険会社は、損害保険ジャパン/日本興亜株式会社です。

■ 取扱代理店はスルガ総合保険株式会社です。

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要につきご説明させていただいたものです。実際の保険金のお支払いの可否は、普通保険約款ならびに特約条項に基づきます。なお、保険サービスの内容は変更されることがあります。